

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 3 年 4 月 3 0 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 錢谷 弘

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による
- (3) 履 行 期 間 自) 契 約 締 結 日
至) 令和 4 年 3 月 1 8 日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入 札 方 法 入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託調査（事業）を実施した結果、実際の所要金額がこの契約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要金額を支払うこととなる。

- (2) 提案書等の提出方法 入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記 6. の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正 1 部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所

管理部門管理課用度担当

電話 045-788-7666

FAX 045-788-5001

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年5月18日までに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和3年5月25日 17時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和3年6月3日 10時30分

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 ビデオライブラリー一室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

仕様書

1. 件名

福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査

2. 調査目的

2011年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、内水面においては福島県だけでなく、その周辺県においても未だ出荷制限魚種が存在している状況である。内水面では、同一水系内においても魚類個体間における放射性セシウム濃度のばらつきが海洋と比較して大きいことが特徴であり、その原因は餌生物等が不定期に陸地からもたらされるためであると考えられている。そのため、内水面の魚類の放射能調査においては、魚類及びその生息環境に加え、餌生物とその生息環境の調査も必要と考えられている。

本調査では、ある程度の汚染度がある河川において、環境が異なる複数地点から魚類類及び餌生物とその生息環境の環境試料を採取・分析することを目的としている。

3. 調査実施場所

福島県 富岡川
及び受託者指定場所

4. 実施期間

自) 契約締結日
至) 令和4年3月18日

5. 調査の内容

【調査内容】

- ① 福島県内の富岡川において、年間2回(6月および12月)、委託元の担当者の指示する地点(上流2地点、河口1地点、滝川ダム1地点)にて、ヤマメ、イワナ、ウグイ、ウナギ等の魚類および河川水、底泥、餌生物等の試料を採取する。
- ② 魚類試料は、体長、尾叉長、体重を測定後、個体毎に筋肉試料(下記分析に必要な分を除き)と内臓試料に分け、筋肉試料を委託元に送付する。
- ③ 水試料は、1地点1回40L以上を採取し、フィルター(0.45 μ m)濾過後、硝酸(0.02ppm)に加え、下記分析に必要な分を除き委託元に送付する。なお、滝川ダムでの水採取は表層と下層で行う。
- ④ 底泥試料は、1地点1回500g以上を採取し、目視可能なゴミ等を除き乾燥

(60°C) 後、下記分析に必要な分を除き委託元に送付する。

- ⑤ 採取した餌生物（昆虫類）等の種同定を行う。
- ⑥ 胃内容物試料や餌生物等の少量試料は、well 型 Ge 半導体検出器で測定する。なお、測定方法は、原子力規制庁放射能測定法シリーズ No. 7「ゲルマニウム半導体検出器による γ 線スペクトロメトリー」に準拠する。測定時における試料量や測定時間は、受託者が検出下限値以下の測定値とならないように適切に設定する。
- ⑦ 採集した魚類の筋肉試料の一部および餌生物の炭素・窒素安定同位体比を安定同位体比質量分析計にて測定する。
- ⑧ 魚類筋肉及び昆虫試料、水試料および底泥試料の安定セシウム (Cs-133) を誘導結合プラズマ質量分析計（四重極）にて測定する。分析方法は、Takata, H. et al. (Anal. Chem. 2013, 5, 2558-2564.) に準拠する。
- ⑨ 水試料中のカリウムイオン濃度を測定する。
- ⑩ 滝川ダムの底泥試料は、放射性セシウムの形態別分析を行う。分析方法は、Tessier, A. et al. (Anal. Chem. 1979, 51, 844-851.) に準拠する。

【調査従事者および研究代表者に求める技術等】

- ① 内水面調査においては、地元漁業協同組合との連携が重要であり、過去に内水面での放射能調査を行った経験が必須である。
- ② 内水面調査においては、淡水魚の生態に精通していなければ試料採取が困難であることから、過去に淡水魚の放射能調査を行った経験が必須であり、その成果を論文等で公表している実績があることが望ましい。
- ③ 上記の作業内容⑤、⑦において、非常に専門的知識を要するために、昆虫類やその生息環境の調査・研究を行った経験が必須であり、その成果を論文等で公表している実績があることが望ましい。
- ④ 上記の作業内容⑥の well 型 Ge 半導体検出器での測定は、一般的に使用されている形状の Ge 半導体検出器とは試料調整等が全く異なるため経験が必要である。
- ⑤ 上記の作業内容⑧の誘導結合プラズマ質量分析計による Cs-133 の測定は、試料調整等に高い技術を要するため、過去に使用経験があり、その成果を論文等で公表している実績があることが望ましい。

【実施体制等】

- ① 本調査を実施するための人員および組織体制を構築し、契約期間にわたりその体制を維持すること。
- ② 本調査で求められる測定を行える測定設備と測定環境を備えること。

6. 成果報告の取りまとめ及び報告方法

受託者は、委託者の求めに応じて調査等の実施状況を委託者に報告し、本調査が完了した時は、速やかに結果を取りまとめ、成果報告書（紙媒体2部）を委託者に提出すること。さらに、受託者は委託者の求めるところにより、詳細な成果報告をしなければならない。

7. 試料及び成果報告の送付先

〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 水産資源研究センター
海洋環境部 放射能調査グループ

8. 特記事項

① 受託者は、調査に関する全てのデータについて、委託者の許可なく使用したり、外部に提供してはならない。

② 受託者は、調査上知り得た機密事項を一切他に漏洩してはならない。

9. 指導及び監督

委託者は、この事業の実施について必要な指導監督及び助言を行う。

10. その他

詳細については、委託者担当職員の指示に従うものとする。